

記載例③

C 転勤→特別徴収継続の場合

①異動があった場合は、速やかに提出してください。

茨城町長 殿		所在地	〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地												特別徴収義務者 指定番号	99999								
令和6年11月4日提出		フリガナ	マルマルショウジ (カ)												宛名番号	123456-7								
給与 支払者 〔特別徴収者〕		氏名又は名称	〇〇商事株式会社												担連 当絡 者先	所属	経理課							
		個人番号 又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	氏名	小堤 次郎							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4	電話	029-292-1111 内線 (999)							
給 与 所	フリガナ	イバラキ ハナコ												特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法					
	氏名	茨城 花子 旧姓 (千葉)																						
	生年月日	(昭)平 33年 3月 3日																						
	個人番号	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3	4							6	11	6	2	1. 特別徴収継続
	受給者番号																			10	5	10	1	2. 一括徴収
	異動後の住所	72,000 円												30,000 円	42,000 円	31	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期							

指定番号は市町村ごと
で異なります。

特別徴収税額通知書の
「摘要」に記載の数字を
必ず記入してください。

記載内容について応答
できる方の連絡先を記
入してください。

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、
「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月(11月)とその月割額
を記載します。

②転勤(転職)等による特別徴収を継続する場合には、次の欄に記載してください。(新勤務先で記入してください。)

1. 特別徴収継続の場合													新しい勤務先へは、月割額 6,000 円を				
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4												11	月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	所在地	〒283-0000 千葉県東金市〇〇〇〇番地															
	フリガナ	マルマルショウジ チバシテン												受給者番号			
	氏名又は名称	〇〇商事 千葉支店												担当者連絡先	所属	経理課	
														氏名	東西 太郎		
														電話	1234-56-7890 内線 (123)		
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	1 (イ)から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要		

③給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

2. 一括徴収の場合			左記の一括徴収した税額は、	
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
	2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

④給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を普通徴収(給与所得者が直接納付)する場合は、次の欄にも記載してください。

3. 普通徴収の場合			※市町村記入欄	
理 由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため			
	2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため			
	3. 死亡による退職であるため			

【提出先】 〒311-3192 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 茨城町 総務部税務課 住民税グループ